

平成27年10月から住民の皆様 マイナンバーが通知されます！

平成27年10月から、皆様の住民票の住所に、

マイナンバーの通知カードをお届けします。

今、お住まいの住所と住民票の住所が異なる方は、お住まいの市町村に、住民票の異動をお願いします。なお、通知カードを確実にお届けする為、アパート等にお住まいの方で、方書が住民票に登録されていない方は、方書をも登録してください。

また、個人番号カードは、申請により、平成28年1月から無料で交付されます。

個人番号カードとは？

本人確認の際の身分証明書として利用できるほか、各種行政手続のオンライン申請に使用できます。

▼詳しくは、

●全国共通ナビダイヤル ☎0570(20)0178

平日 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始を除く）

▼最新情報はこちら

●「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●公式twitter =

https://twitter.com/MyNumber_PR

▼問い合わせ先＝企画課 政策調整係

☎(56)9118



個人番号カードの申請方法

①平成27年10月以降に届くマイナンバーの通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函。

②平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整つと、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、役場住民生活課窓口へお越しください。

③本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。

行政相談のご利用を…

心強い相談相手「行政相談委員」

●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受けて、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。

●行政相談に難しい手続きはありませぬ

ご相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、みなさまへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●このような場合で相談を

◆国の仕事、特殊法人等の仕事について

- ・相談したが、説明や措置などに納得がいかない
- ・制度や仕組みがわからない
- ◆年金、医療保険、老人保険・福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等
- ・道路の案内標識をもっとわかりやすくしてほしい。
- ・年金の裁定額に納得できない。

●特色

総務省行政評価局がバックアップします。

・全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって受付・処理をします。

・行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さんと高田すみ子さん（隔月（奇数月）の第1第3水曜日）、上三川いきいきプラザ共用相談室で定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】

行政相談委員＝藤田 猛さん

（上三川町大字上神主522番地5）

☎090(1651)63002

行政相談委員＝高田 すみ子さん

（上三川町大字東蓼沼849番地）

☎(56)2719

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係

☎(56)9117

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 24

○「老人ホーム入居権を代わりに申し込んで」は詐欺です！

事例

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡して欲しい」と電話があった。数日後に届いたので連絡すると「入居したい人がいるので権利を譲って欲しい。申込書にあなたの名前を書いて申し込んで欲しい」と指示され実行した。2日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円払えば名前を消す」と言われ、怖くなり言われるがまま宅配便で現金を送った。すると、老人ホームの監査人と名乗る人から「あと500万円支払わないと警察に捕まる」と脅かされた。

親切心につけ込んだ「老人ホーム入居権」に関する劇場型詐欺が依然として続いています。「名義を貸すだけ」と説明があっても、後から様々な口実でお金を要求されます。

- ・不審な電話は相手にせず、すぐに切りましょう。
- ・一度お金を払ってしまったと次々に請求されることがあります。不安に感

しても絶対に払ってはいけません。宅配便などでは、送金した証拠が残らないことが多く、いったん送金してしまつと、お金を取り戻すのは非常に困難です。

詳しくは上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午

午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター

(産業振興課内)

▼相談専用電話番号

☎ 9153



平成26年度 情報公開実施状況

情報公開制度は、町民の皆さんが町の保有する情報(公文書)の公開を請求する権利を保障し、町の機関に対して、条例上非公開と定められている場合を除き、情報を公開することを義務付ける制度です。

上三川町情報公開条例に基づく平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の請求内容等は次のとおりです。

請求件数	決定内容				不服申立て
	公開	部分公開	非公開	不存在	
18	16	2	0	0	1

※請求は、町長部局11件、教育委員会1件、水道事業6件です。

平成26年度 個人情報保護制度実施状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の取扱いに関する基本的なルールを定めるとともに、町民の皆さんが自己の個人情報について、開示、訂正等を請求する権利を保障する制度です。

上三川町個人情報保護条例に基づく平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の開示等請求は次のとおりです。

①個人情報取扱事務登録件数 479件

②個人情報開示請求の状況

開示請求件数	決定内容				不服申立て
	開示	部分開示	不開示	不存在	
7	4	2	0	1	0

※開示請求は、すべて町長部局です。

③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件

④個人情報に関する苦情の申出件数 0件

▶問い合わせ先＝総務課 自治行政係 ☎ 56 9116